

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度とは

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金共済」です。

対象となる方

- ・ 常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業にあつては5人）以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・ 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ・ 常時使用する従業員の数が20人以下であつて農業の経営を主として行つている農業組合法人の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に掛金の納付月数・総額に応じ共済金が支払われます。

□ 毎月の掛け金

- ・ 掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円きざみ）で自由にお決め下さい。また加入後の増額することもできます。

□ 税法上の特典

- ・ その年の納付した掛金はその年分の総所得税金額から全額所得控除できます。
- ・ 一括して受け取れる共済金は退職所得、10年または15年で支払われる分割共済金については、公的年金などと同様の雑所得として取り扱われます。
- ・ なお解約の場合は一時所得として取り扱われます。

□ 契約者貸付け制度

- ・ 納付した掛金総額の範囲内で事業資金などの貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付、創業転業時・新規事業展開貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け）を受け取ることができます

〈お問合せ先〉

独立行政法人 中小企業基盤整備機構共済相談室（中小機構）

電話：050-5541-7171

URL：http://www.smrj.go.jp

